

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第1項第2号によるところのやむを得ず動物を終生飼養することができなくなった飼い主に対し、自らの責任で新たな飼い主を探す手段としての場を提供して、その譲渡にかかるコーディネートを推進するための事業に必要な事項を定めるものとする。

(譲渡動物の登録条件)

第2条 譲渡を希望する動物の登録条件は次のとおりとする。

- (1) 川崎市内で飼育されていること。
- (2) 無償で譲渡できること。
- (3) やむを得ない事情で飼育が継続できなくなった動物であること。
- (4) 一定期間飼育しており、生まれたての動物や飼い主不明動物ではないこと。
- (5) 性格が十分把握できており、譲渡に適していると認められること。
- (6) 譲渡登録期間中であっても、引き続き飼養するとともに、新しい飼い主を探す努力を自ら行うこと。
- (7) 犬の場合にあつては、狂犬病予防法に基づく登録及び当該年度の狂犬病予防注射を受けていること。

(飼育希望者の登録条件)

第3条 動物の飼育を希望する者の登録条件は次のとおりとする。ただし、動物愛護センター所長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内、県内及び都内に在住又は在勤の成人であること。
- (2) 営利や他人への譲渡を目的としないこと。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）の規定を守り、その能力が十分であると認められる者であること。
- (4) 賃貸又は集合住宅に居住する場合は、動物が飼えることを証明できること。

(登録方法)

第4条 譲渡希望者は、動物愛護センター所長（以下「所長」という。）あてに譲渡登録申請書（第1号様式）を提出し、譲渡希望登録するものとする。

2 前項の規定による申請には、譲渡を希望する動物の写真等を添付しなければならない。

3 飼育希望者は、所長あてに飼育希望登録申請書（第2号様式）を提出して

飼育希望登録しなければならない。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録月の翌月末までとする。ただし再登録を妨げない。

2 所長は、第2条及び第3条の規定の各号いずれかに該当しなくなったとき又は必要があると認めたときは、登録を抹消することができる。

(コーディネート実施方法等)

第6条 本事業の実施手順は次のとおりとする。

(1) 所長は、譲渡希望登録された内容から、氏名、住所、電話番号等個人情報を除いた情報台帳を作成し、動物愛護センター（以下「センター」という。）のホームページ上で公開する。

(2) 飼育希望者は、公開した情報台帳を見て飼育希望動物が見つかった場合、センターに連絡する。

(3) センターは、譲渡希望者、飼育希望者の双方に相手の氏名、住所、電話番号を教える。

(4) 譲渡希望者、飼育希望者はお互いに連絡を取り合って、譲渡について交渉する。

(5) 交渉が成立した場合は、譲渡希望者及び飼育希望者の双方がセンターに連絡する。

(6) 受け渡しについては、譲渡希望者と飼育希望者とで決定する。

(7) 交渉が成立しなかった場合は、譲渡希望者がセンターにその理由とともに連絡する。その際、希望があれば再び情報台帳を公開することができる。

(8) 譲渡に関して発生したトラブルは、譲渡希望者と飼育希望者の話し合いで解決し、川崎市に対してその責任を一切問わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。